

脱法ドラッグの規制が実現！

公明党県議団がいち早く一般質問

2005.11.17

県は16日、幻覚など麻薬と同じような作用があり、健康被害が指摘されながら法規制の対象外となっている「脱法ドラッグ」を規制する独自の条例を制定する方針を固め、同日、さいたま市内で開かれた県地方薬事審議会に諮問した。同審議会は来年2月までに答申する見通し。

県薬務課などによると、脱法ドラッグは、主にインターネットで販売されており、1000円程度の価格のものもある。手軽に購入できることから若者を中心に流行しているという。

同課が脱法ドラッグ服用による被害を調べたところ、2003年度からこれまでに、気分が悪くなったり、幻覚症状が生じ、刃物で手首を切ったりする事故が5件あったという。

この日の審議会で同課は、規制の具体策として

- 〈1〉成分分析などで脱法ドラッグの科学的なリスク評価を行い、法違反の有無にかかわらず危険情報として公表するとともに販売者への警告を行う
- 〈2〉現在、医薬品について行われているインターネット上の広告監視を脱法ドラッグにも拡大する——などを示した。

これに対し、委員からは「インターネットでの購入を規制する仕組み作りが必要」「どの年齢層がどのような手段で購入しているのかを把握すべきだ」——などの意見が出た。

脱法ドラッグについては、東京都が今年4月から不正製造・販売に対する罰則を含んだ規制条例を施行しているほか、厚生労働省も専門会議で薬事法改正を検討している。

質問と上田知事の答弁

脱法ドラッグ規制について

薬物の乱用により幻覚や妄想で殺人や傷害を起こして逮捕された事件がたびたび報道されています。

一度薬物を乱用すると、なかなかやめられないと聞いております。学校や関係機関等でも薬物の恐ろしさを訴えていると思いますが、先日、警察庁より公表された資料によりますと、昨年1年間で錠剤型合成麻薬MDMAや大麻を乱用し逮捕された人が、過去最高の2600人以上に上り、若い20歳代の乱用が目立っています。

ところが、幻覚や依存性の健康被害がありながら、麻薬取締法などで禁止された成分とわずかに組成が違うため、法規制の対象外となっている脱法ドラッグが非常に出回っている状況の中、東京都が今年四月より全国に先駆けて規制条例を施行いたしました。法に触れないからといって、違法性のある麻薬類似品が販売されているということは非常に青少年にとっても危険であります。

脱法ドラッグを厳格に取締ることにより、薬物の乱用から青少年の健康と安全を守ることができますし、また、健全育成の観点からも有効であると思います。

しかし、上田知事が「東京で規制しても、埼玉などの周辺地域に広がっていく」と指摘されました。私も同感です。東京都で規制しても、埼玉県で製造や販売ができるなら、余り効果はないのではないでしょうか。

知事が言われている、各都道府県ごとの対応ではなく、国としての対応が必要であると私も思います。知事は記者会見で、国の法律がすぐできるという保証はないし、県単独で追っかけざるを得ないと、県条例制定に早期に取り掛かると言われましたが、この問題に対する所見と条例をどのようにするおつもりなのか、決意をお伺いします。

答弁：上田知事

脱法ドラッグの規制についてでございますが、御指摘のように、脱法ドラッグは幻覚や依存症の健康被害がありながら、麻薬取締法などで禁止された成分とわずかに組成が違うために法規制の対象外になっております。

東京都において、先行して平成17年4月1日から条例により脱法ドラッグの規制を強化しておりますが、これは基本的には国が早期の法整備をすべきものだと考えております。

私も、先月行われました関東地方知事会でも脱法ドラッグ規制を問題提起し、各知事の賛同をいただいたところでございますので、関東地方知事会としてもこの法整備を国に要望する形をとらせていただいております。

現在、国の状況を把握したところですが、国では、医学、薬学、法律等の専門家から成る検討会を設置し、平成17年10月には法の整備など一定の方針がまとめられると聞いております。

私としても、並行して國の方針や東京都条例施行による本県への影響などを踏まえて、早期の条例制定も視野に入れて迅速に対応したいと考えております。どちらにしても、脱法ドラッグ問題が青少年健全育成を根幹から揺さぶるような重大な問題を秘めているということで、青少年への汚染に歯止めをかけるためにしっかりと関係機関で取り組んでいきたいと考えております。